

鎌倉市河川維持管理協力団体設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、景観及び生態系に配慮した良好な水辺環境づくりを実現するため、河川維持管理協力団体（以下「協力団体」という。）を設置し、もって都市の中の貴重な公共空間である河川の愛護意識の普及及び向上を図ることを目的とする。

(委嘱)

第2条 鎌倉市長（以下「市長」という。）は、本要綱に定める活動を行う団体として、協力団体を委嘱することができる。ただし、団体の構成人数は10人以上とし、構成員は鎌倉市内在住の者とする。

2 市長は、協力団体を委嘱するときは、委嘱状の交付を行う。

(任期)

第3条 協力団体の任期は、委嘱を受けた日から原則として2年以内とし、市長が定める。なお、活動状況が良好と市長が認める協力団体については再任することができる。

(協力団体の届出)

第4条 協力団体の委嘱を受けようとする団体は、市長に河川維持管理協力団体届出書（第1号様式）を提出するものとする。

(活動)

第5条 協力団体は、次に掲げる全ての活動を行うものとする。

(1) 河川の清掃（ごみの除去及び除草等）・・・四半期ごとに1回以上

(2) 目視による生態系調査又は試験薬等による水質調査・・・四半期ごとに1回以上

2 協力団体は、活動状況について、四半期ごとに河川維持管理協力団体活動状況報告書（第2号様式）に活動実施が確認できる写真その他市長が指示する書類を添付して、各四半期終了後30日以内に市長に報告しなければならない。

(変更の届出)

第6条 協力団体は、代表者等に変更が生じた場合、速やかに河川維持管理協力団体変更届出書（第3号様式）を提出しなければならない。

(報償金)

第7条 市長は、協力団体に対し、別表で定める区分により報償金を交付することができる。

(報償金の交付)

第8条 前条の報償金は、四半期ごとに分割交付する。

2 市長は、第5条に定める報告書を受領したときは、その内容を確認し、適当と認めるときは報償金を交付するものとする。

(委嘱又は報償金交付の取消し)

第9条 市長は、協力団体がこの要綱の趣旨に沿わないと認める場合には、委嘱を取消

し又は報償金の返還を求めることができる。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年9月30日から施行する。

(廃止)

2 鎌倉市道路・河川維持管理協力員等設置要綱（昭和57年6月1日施行）（以下「旧要綱」という）は廃止する。

(経過措置)

3 平成27年4月1日からこの要綱の施行前に旧要綱の規定により行われた協力団体の業務及び業務報告その他の行為は、この要綱の相当規定により行われた協力団体の活動及び活動報告その他の行為とみなす。なお、当分の間、旧要綱による様式は使用することができるものとする。

別表（第7条）

活動対象面積	金額（四半期・円）
300 m ² 未満	7,500
300 m ² 以上～600 m ² 未満	15,000
600 m ² 以上	22,500